

策定日 平成31年3月26日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに働きやすく、仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりを目指す。
その第1段階として、有給休暇の取得率を平成30年度より5%上げ、維持する。

- 1.計画期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日
- 2.目標 有給休暇の一人当たりの年間取得日数を増やし
平成36年3月までに、平成30年度の平均より5%上げ、それを維持する。
- 3.対策 平成31年4月より、管理表にて有給休暇の取得状況を把握し、取得日数が少ない
従業員に対して働きかけ、全体の取得率を上げ、その維持を実現する。
従業員へは、毎月の給料明細にて有給休暇の取得日数と残日数を通知し現況を
把握してもらい、取得促進とその維持につなげる。
(※平成31年4月より改正された5日を消化したうえで、さらに5%上げ維持する。)

山形県酒田市山寺字宅地192番地の2
富樫建設株式会社
代表取締役 富樫 秀克